

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は福祉手当の支給に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

萩市は、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は福祉手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、よって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、秘密保持に関する規定を契約に含め個人情報の保護に万全を期している。

## 評価実施機関名

山口県萩市長

## 公表日

令和8年2月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は福祉手当の支給に関する事務
②事務の概要	障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は福祉手当は、精神又は身体に障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある障がい者に支給される手当です。支給に際しては所得制限判定を行っており、所得の高い受給者については、手当の支給停止を行っている。また、継続して受給可能か確認するために、毎年受給者から現況届を提出させるなど年度ごとに支給判定を行っている。
③システムの名称	福祉手当3種システム、統合宛名システム、総合照会システム、口座管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害児福祉手当台帳情報ファイル、特別障害者手当台帳情報ファイル、所得判定情報ファイル、世帯員情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項、別表の67の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の13、16、19、29、42、80、125、146、158、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の92、93、119の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉支援課
②所属長の役職名	福祉支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市福祉部福祉支援課 電話:0838-25-3523 fax:0838-25-5103 E-mail: shougaifukusi@city.hagi.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号758-8555 山口県萩市大字江向510番地 萩市福祉部福祉支援課 電話:0838-25-3523 fax:0838-25-5103 E-mail: shougaifukusi@city.hagi.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人未満(任意実施) ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、特定個人情報の記載がある申請書等の保管及び個人番号・本人情報が記載された申請書の破棄等については手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	萩市情報セキュリティ基本方針、萩市情報セキュリティ対策基準及び特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン(行政機関編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を徹底する運用としていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月1日	I 関連情報 3. 個人情報の利用法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項(別表第一 47の項)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項、別表の67の項	事後	
令和8年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は福祉手当」が含まれる項(26)  (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「特別児童扶養手当関係情報」が含まれる項(19、56の2、60、61、87)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) ・第19、37条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の13、16、19、29、42、80、125、146、158、161 の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の92、93、119の項	事後	
令和8年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年1月1日時点	令和8年2月1日時点	事後	
令和8年2月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	新規	評価書のとおり	事後	
令和8年2月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	評価書のとおり	事後	